

清瀬市医療介護連携推進事業

メディカルケアステーション（MCS）運用ポリシー

（目的）

第1条 この運用ポリシーは、清瀬市医療介護連携推進事業において、メディカルケアステーション（以下、MCS という。）で使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、MCS を適正に利用することを目的とする。

（法令及びガイドライン）

第2条 事業者は医師法、医薬品医療機器等法、個人情報保護法等の各種法令を遵守し、以下のガイドラインを十分理解した上で、MCS を利用することとする。

- ・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 最新版
厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000026088.html>
- ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン 最新版
<https://www.mhlw.go.jp/stf/sesakunitsuite/bunya/0000027272.html>

（利用申込）

第3条 新たに MCS を利用する事業所は、清瀬市生涯健幸部介護保険課に対して「利用申込書」を提出し、MCS の適正な運用に努めるものとする。

（連携元事業所）

第4条 利用者の情報共有を行う場合は、該当する利用者を管理する事業所が「連携元事業所」となり、利用者情報の管理及び参加メンバーの管理を行う。

（連携元事業所の責務）

第5条 連携元事業所は、以下の業務を行う。

- ・MCS のグループ登録（利用者、自由グループ）及び削除管理

- ・MCS の各グループへのユーザーの招待及び解除

(利用者同意)

第6条 連携元事業所は、MCS で情報共有を行うにあたって、利用者及びその家族と「利用者同意書」を交わし、連携元事業所が原本を、利用者もしくはその家族が写しを所持するものとする。

(MCS 管理者の設置)

第7条 事業所の管理者は、必要な情報にアクセスが許可されている従事者だけがアクセスできる環境を維持するために、MCS 管理者を設置し、MCS の管理運用を行う。

(MCS 管理者の責務)

第8条 MCS 管理者はMCS の適正な利用がされるように、以下の業務を行う。

- ・MCS の利用者情報、個人情報等の管理全般
- ・MCS で利用する IT 機器の管理
- ・MCS の ID の管理
- ・MCS の各グループへ招待されたメンバーの招待承認及び解除
- ・MCS への事業所内スタッフ登録及び削除
- ・MCS の活用状況・利用件数等について市へ報告（年1回）

(スタッフ誓約書と教育)

第9条 事業所の管理者は、MCS を利用する従事者と守秘義務に関する誓約書を交わすとともに、定期的に教育を行う。なお、既に守秘義務に関する誓約書を取り交わしている場合は、省略できるものとする。

従事者誓約書の記載内容のポイントは以下の通り。

- (1) 従事者は、就業規則やマニュアルなどの諸規定を遵守し、利用者等の個人情報のみならず、事業所内で知り得た業務に関連する一切の情報を許可なく開示、譲渡及び使用してはならない。
- (2) 退職後も、知り得た情報を漏洩しない。
- (3) IT 機器について、適切な取扱い及び管理を行う。
- (4) 事業者が定めた利用目的外での使用を禁止する。
- (5) 利用者その他の第三者のプライバシーその他の権利を侵害するような行為を一切しない。

(MCS 利用上の留意事項)

第10条 連携元事業所、MCS 管理者及びユーザーは別紙【MCS 利用上の留意事項】に留意して、MCS を利用する。

(ID・パスワードの管理)

第11条 MCS の ID 及びパスワードについては、以下の事項により管理することを推奨する。

- (1) パスワードはメモを残したりせず、人目に触れないように細心の注意を払ってユーザー個人が管理し共有しない。
- (2) 一つの ID を複数人で共有しない。
- (3) パスワードは、英数混合 8 ケタ以上とし、定期的に変更する。
(最長でも 2 カ月に 1 回) 定期的に変更しない場合には、英数字・記号混合 13 ケタ以上とする。
- (4) 利用が終わったら必ずログアウトする。
- (5) パソコンの場合、離席時にも必ずログアウトする。
- (6) スマホやタブレット、パソコンなど、利用するすべての端末にはパスワードロックをかける。

(IT 機器のセキュリティ対策)

第12条 IT 機器のセキュリティ対策については、以下の事項により管理することを推奨・検討する。

- (1) 情報機器に対して起動時パスワード（英数混合 8 文字以上）を設定すること。設定にあたっては推定しやすいパスワードを避け、定期的に変更すること。定期的に変更しない場合には、英数字・記号混合 13 ケタ以上とする。
- (2) 情報機器には定められている以外のアプリケーションインストールしないこと。たとえば、ファイル交換ソフト（Winny 等）をインストールしないこと。
- (3) 情報機器には適切なウイルス対策ソフトをインストールしておくこと。
- (4) ブラウザは ID やパスワードを記憶する設定にしないこと。
- (5) MCS の操作においては、定められた手順を守り、情報のダウンロードや、コピー、スクリーンショットの取得を行わないこと。
- (6) リモートワイプサービスを利用することを検討。
- (7) 緊急改選停止サービスを利用することを検討。

- (8) 端末管理・利用者管理 (MDM) サービスを利用することを検討。
- (9) 情報及び情報機器を持ち出す場合には、持ち出す情報の内容、格納する媒体、持ち出す目的、期間等を書式で MCS 管理者に届け出て、承認を得ること。
- (10) BYOD(ユーザー個人所有の端末の業務仕様) を許可するかどうかは、事業所ごとの判断となるが、紛失時の情報漏洩リスクを考慮し、同様の運用を行うものとする。

(その他)

第13条 その他、この運用ポリシーの実施に関し必要な事項がある場合は、事業者がこれを別に定めることができる。